○前橋市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例

平成５年１２月９日

条例第４４号

改正　平成６年１２月８日条例第４３号

平成７年１２月１２日条例第３６号

平成８年５月７日条例第８号

平成１０年３月２６日条例第１５号

平成１０年１２月１１日条例第３５号

平成１３年３月２９日条例第４号

平成１３年１２月１７日条例第２７号

平成１４年３月２８日条例第５号

平成１６年９月２９日条例第４３号

平成１６年１２月１７日条例第６１号

平成１７年６月２３日条例第２６号

平成１８年３月１７日条例第２号

平成１９年１２月１２日条例第５５号

平成２２年３月２９日条例第１１号

平成２４年３月２９日条例第１１号

平成２６年３月３１日条例第３号

平成２９年３月３１日条例第１３号

平成２９年６月２９日条例第２９号

平成３１年３月２８日条例第５号

令和４年３月３１日条例第１３号

令和４年１２月１３日条例第４３号

令和４年１２月１３日条例第５０号

（設置）

第１条　市は、自転車等の駐車秩序を確立するとともに自転車等の利用者の利便に供するため、自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

（名称、位置及び供用形態）

第２条　駐車場の名称、位置及び供用形態は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | | 位置 | 供用形態 | |
| 区分 | 利用方法 |
| 前橋駅東側自転車等駐車場 | | 前橋市表町二丁目３６７番 | 有料駐車場 | 定期利用  一時利用 |
| 前橋駅西側自転車駐車場 | | 前橋市表町二丁目７０番１ | 有料駐車場 | 定期利用  一時利用 |
| 駒形駅南口自転車等駐車場 | | 前橋市小屋原町９５３番地３ | 有料駐車場 | 定期利用  一時利用 |
| 新前橋駅東口自転車駐車場 | | 前橋市新前橋町２６番２ | 有料駐車場 | 定期利用  一時利用 |
|  |  |
|  | 屋上 |
| 新前橋駅東口原付自転車等駐車場 | | 前橋市新前橋町２２番９ | 有料駐車場 | 定期利用 |
| 群馬総社駅前自転車等駐車場 | | 前橋市総社町植野５８２番２ | 有料駐車場 | 定期利用  一時利用 |
|  |  |
|  | 屋上 |
| 前橋駅北口無料自転車等駐車場 | | 前橋市本町三丁目６５４番６ | 無料駐車場 |  |
| 前橋駅南口無料自転車等駐車場 | | 前橋市南町三丁目１５番１ | 無料駐車場 |  |
| 新前橋駅東口無料自転車等駐車場 | | 前橋市新前橋町２７番３４地内 | 無料駐車場 |  |
| 新前橋駅西口無料自転車等駐車場 | | 前橋市元総社町２６８３番１０ | 無料駐車場 |  |
| 中央前橋駅自転車等駐車場 | | 前橋市三河町一丁目・城東町四丁目地内 | 無料駐車場 |  |
| 駒形駅北口無料自転車等駐車場 | | 前橋市小屋原町１０８３番地１ | 無料駐車場 |  |
| 前橋大島駅南口無料自転車等駐車場 | | 前橋市天川大島町１３１７番１ | 無料駐車場 |  |
| 前橋大島駅北口無料自転車等駐車場 | | 前橋市天川大島町１２８９番２ | 無料駐車場 |  |
| 大胡駅前無料自転車等駐車場 | | 前橋市茂木町３８番７ | 無料駐車場 |  |

（平６条例４３・平７条例３６・平１０条例１５・平１０条例３５・平１３条例２７・平１４条例５・平１６条例４３・平１７条例２６・平１８条例２・平１９条例５５・平２２条例１１・平２４条例１１・平２９条例２９・令４条例１３・一部改正）

（駐車対象車種）

第３条　駐車場に駐車できる車種は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 駐車場名 | 車種 |
| 前橋駅東側自転車等駐車場 | 道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第１項第１１号の２に規定する自転車（以下「自転車」という。）、同項第１０号に規定する原動機付自転車（以下「原付自転車」という。）並びに道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第２条の表に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。以下これらを「自動二輪車」という。）（以下「自転車等」と総称する。） |
| 前橋駅西側自転車駐車場 | 自転車 |
| 駒形駅南口自転車等駐車場 | 自転車等 |
| 新前橋駅東口自転車駐車場 | 自転車 |
| 新前橋駅東口原付自転車等駐車場 | 原付自転車、自動二輪車 |
| 群馬総社駅前自転車等駐車場 | 自転車等 |
| 前橋駅北口無料自転車等駐車場 | 自転車等 |
| 前橋駅南口無料自転車等駐車場 | 自転車等 |
| 新前橋駅東口無料自転車等駐車場 | 自転車等 |
| 新前橋駅西口無料自転車等駐車場 | 自転車等 |
| 中央前橋駅自転車等駐車場 | 自転車等 |
| 駒形駅北口無料自転車等駐車場 | 自転車等 |
| 前橋大島駅南口無料自転車等駐車場 | 自転車等 |
| 前橋大島駅北口無料自転車等駐車場 | 自転車等 |
| 大胡駅前無料自転車等駐車場 | 自転車等 |

（平６条例４３・平７条例３６・平１０条例１５・平１０条例３５・平１３条例４・平１３条例２７・平１４条例５・平１６条例４３・平１９条例５５・平２４条例１１・平２９条例２９・令４条例１３・一部改正）

（供用時間）

第４条　有料駐車場の供用時間は、次のとおりとする。

(1)　前橋駅東側自転車等駐車場及び新前橋駅東口自転車駐車場　午前０時から翌日の午前０時まで

(2)　前号以外の有料駐車場　午前６時から午後１０時まで

２　前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項に規定する供用時間以外の時間においても有料駐車場を供用することができる。

（平１７条例２６・全改、平２９条例１３・令４条例５０・一部改正）

（供用の休止）

第５条　市長は、駐車場の補修その他駐車場の管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

（利用の許可等）

第６条　有料駐車場の利用方法は、次のとおりとする。

(1)　定期利用　１月又は１年を単位として利用するもの

(2)　一時利用　１日１回を単位として利用するもの

２　有料駐車場を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

３　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

(1)　収容台数を超えるとき。

(2)　有料駐車場の施設をき損し、又は汚損するおそれのあるとき。

(3)　その他有料駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのあるとき。

４　市長は、第２項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(2)　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

（平１７条例２６・一部改正）

（駐車使用料）

第７条　前条第２項の許可を受けようとする者は、当該許可の際、別表に定める駐車使用料を納付しなければならない。

（平１７条例２６・全改）

（駐車使用料の減免）

第８条　市長は、必要があると認めるときは、駐車使用料を減額し、又は免除することができる。

（駐車使用料の不還付）

第９条　既納の駐車使用料は、還付しない。ただし、定期利用に係る駐車使用料については、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（平１７条例２６・一部改正）

（行為の禁止）

第１０条　駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　他の自転車等の駐車を妨げる等の他人に迷惑となるような行為

(2)　火気を使用すること。

(3)　その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為

（損害賠償等）

第１１条　駐車場の施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（事故の免責）

第１２条　天災、火災、盗難、衝突その他市の責めに帰さない理由によって駐車場を利用する者及び第三者が被った損害に対しては、市は、その責めを負わない。

（平１７条例２６・一部改正）

（有料駐車場における管理上支障のある自転車等の措置）

第１３条　市長は、この条例又はこの条例に基づく規則等に違反して有料駐車場に自転車等が継続して置かれていることにより、駐車場の適正な使用に支障が生じていると認められるときは、当該自転車等をあらかじめ定めた場所（以下「保管場所」という。）に移動し、保管することができる。

２　前項の規定により自転車等を移動し、保管したときは、市規則で定める事項を告示するとともに当該自転車等を返還するために必要な措置を講ずるものとする。

３　市長は、第１項の規定により移動し、保管した自転車等について、前項の規定による告示の日から起算して６月を超えない範囲内で市規則で定める期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき、又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

（平１６条例６１・一部改正）

（無料駐車場における管理上支障のある自転車等の措置）

第１４条　市長は、無料駐車場において自転車等が継続して置かれていることにより、駐車場の適正な使用に支障が生じていると認められるときは、当該自転車等の利用者等に対し、市規則で定める注意を行うことができる。

２　市長は、前項の規定による注意にもかかわらず、当該自転車等が市規則で定める期間継続して置かれているときは、市規則で定める警告を行うことができる。

３　市長は、前項の規定による警告にもかかわらず、当該自転車等が市規則で定める期間継続して置かれているときは、当該自転車等を保管場所に移動し、保管することができる。

４　前条第２項及び第３項の規定は、前項の規定により自転車等を移動し、保管した場合について準用する。

（費用の徴収）

第１５条　市長は、前２条の規定により移動し、保管した自転車等を返還するときは、移動及び保管に要した費用を当該自転車等の利用者等から徴収することができる。

２　前項の規定により、利用者等から徴収する費用の額は、市規則で定める額とする。

（指定管理者による管理）

第１６条　駐車場の管理は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者に行わせることができる。

２　前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1)　駐車場の利用に関する業務

(2)　駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3)　その他市長が定める業務

３　指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、駐車場を適正に市民の利用に供しなければならない。

４　指定管理者は、駐車場を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の規定に基づき、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

５　第１項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第４条から第６条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（平１７条例２６・全改、令４条例４３・一部改正）

（委任）

第１７条　この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

（平８条例８・旧第１７条繰下、平１７条例２６・旧第１８条繰上）

附　則

この条例は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成６年１２月８日条例第４３号）

この条例は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成７年１２月１２日条例第３６号）

この条例は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成８年５月７日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１０年３月２６日条例第１５号）

この条例は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則（平成１０年１２月１１日条例第３５号）

この条例は、市規則で定める日から施行する。

（平成１１年規則第５号で平成１１年３月１２日から施行）

附　則（平成１３年３月２９日条例第４号）

この条例は、平成１３年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成１３年１２月１７日条例第２７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１４年３月２８日条例第５号）　抄

１　この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年９月２９日条例第４３号）

この条例は、平成１６年１２月５日から施行する。

附　則（平成１６年１２月１７日条例第６１号）

この条例は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年６月２３日条例第２６号）

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、第２条の表前橋駅西側無料自転車等駐車場の項及び新前橋駅東口無料自転車等駐車場の項の改正規定、第６条第２項の改正規定、同条に１項を加える改正規定並びに第７条の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年３月１７日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年１２月１２日条例第５５号）

この条例は、平成２０年１月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月２９日条例第１１号）

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月２９日条例第１１号）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年３月３１日条例第３号）　抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（前橋市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

１８　この条例の施行の際現に第１７条の規定による改正前の前橋市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の規定により利用の許可を得、かつ、当該許可に係る使用料の納付がなされている者に係る当該使用料の額については、なお従前の例による。

附　則（平成２９年３月３１日条例第１３号）

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年６月２９日条例第２９号）

この条例は、平成２９年７月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月２８日条例第５号）　抄

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（前橋市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

１９　この条例の施行の際現に第１８条の規定による改正前の前橋市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の規定により利用の許可を得、かつ、当該許可に係る使用料の納付がなされている者に係る当該使用料の額については、なお従前の例による。

附　則（令和４年３月３１日条例第１３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年１２月１３日条例第４３号）　抄

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和４年１２月１３日条例第５０号）

この条例は、令和５年３月１日から施行する。

別表（第７条関係）

（平２６条例３・全改、平３１条例５・一部改正）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 駐車場名 | | 車種 | 駐車使用料 | | | | |
| 定期利用（１月） | | 定期利用（１年） | | 一時利用（１日１回につき） |
| 一般 | 学生 | 一般 | 学生 |
| 前橋駅東側自転車等駐車場 | | 自転車 | １，５７０円 | １，２５０円 | １７，２８０円 | １３，８２０円 | １００円 |
| 原付自転車  自動二輪車 | １，８８０円 | １，５７０円 | ２０，７４０円 | １７，２８０円 | １５０円 |
| 前橋駅西側自転車駐車場 | | 自転車 | １，５７０円 | １，２５０円 | １７，２８０円 | １３，８２０円 | １００円 |
| 駒形駅南口自転車等駐車場 | | 自転車 | １，５７０円 | １，２５０円 | １７，２８０円 | １３，８２０円 | １００円 |
| 原付自転車  自動二輪車 | １，８８０円 | １，５７０円 | ２０，７４０円 | １７，２８０円 | １５０円 |
| 新前橋駅東口自転車駐車場 | | 自転車 | １，５７０円 | １，２５０円 | １７，２８０円 | １３，８２０円 | １００円 |
|  |  |
|  | 屋上 | 自転車 | ５２０円 | ４１０円 | ５，７６０円 | ４，６００円 | ３０円 |
| 新前橋駅東口原付自転車等駐車場 | | 原付自転車  自動二輪車 | １，８８０円 | １，５７０円 | ２０，７４０円 | １７，２８０円 |  |
| 群馬総社駅前自転車等駐車場 | | 自転車 | １，５７０円 | １，２５０円 | １７，２８０円 | １３，８２０円 | １００円 |
|  |  | 原付自転車  自動二輪車 | １，８８０円 | １，５７０円 | ２０，７４０円 | １７，２８０円 | １５０円 |
|  | 屋上 | 自転車 | ５２０円 | ４１０円 | ５，７６０円 | ４，６００円 | ３０円 |

備考

１　「定期利用（１月）」は、１月（月の初日から末日まで）を単位とし、月の途中で利用の許可を受けた場合も、１月分の額を徴収する。

２　「定期利用（１年）」は、１年（４月１日から翌年３月３１日まで）を単位とし、年の途中で許可を受けた場合も、１年分の額を徴収する。

３　利用の許可の期限を超えた場合における駐車使用料は、当該超えた日数に一時利用の駐車使用料（新前橋駅東口原付自転車等駐車場にあっては、１５０円）を乗じて得た額を徴収する。ただし、定期利用の許可の期限を超えた場合においては、当該超えた期間の属する月分の定期利用（１月）の駐車使用料を納付したときは、この限りでない。